

廿日市市建設工事成績評定要領

平成 20 年 4 月 1 日 制 定
平成 24 年 4 月 1 日 一部改正
平成 25 年 5 月 20 日 一部改正
平成 28 年 4 月 1 日 一部改正
平成 30 年 4 月 1 日 一部改正
令和 7 年 4 月 1 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この要領は、廿日市市の建設工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定を実施することにより、廿日市市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の適正かつ効率的な施工を確保し、建設工事に関する技術水準の向上を図るとともに、受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第 2 条 評定は、原則として最終請負代金額が 5 0 0 万円以上の工事について行うものとする。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(評定の内容)

第 3 条 評定は、様式第 1 号（土木工事）及び様式第 1 号（営繕工事）の工事成績評定表に掲げる考査項目ごとに、加減点方式により行うものとする。

(評定者)

第 4 条 完成検査における評定者（評定を行う者をいう。以下同じ。）は、廿日市市建設工事執行規則（平成 9 年規則第 2 4 号。以下「規則」という。）第 1 9 条第 1 項の監督員（以下「監督員」という。）及び規則第 4 1 条第 2 項の検査員（以下「検査員」という。）とする。

2 中間検査における評定者は、検査員とする。

(評定の方法)

第 5 条 評定は、工事ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 完成検査における評定は、様式第 2 号（土木工事又は営繕工事）、様式第 3 号（土木工事又は営繕工事）及び様式第 4 号（土木工事又は営繕工事）の工事成績評点の考査項目別運用表に基づいて、様式第 1 号（土木工事又は営繕工事）の工事成績評定表を作成して行うものとする。

3 中間検査における評定は、様式第 4 号（土木工事又は営繕工事）の工事成績評点の考査項目別運用表に基づいて、様式第 1 号（土木工事又は営繕工事）の工事成績評定表を作成して行うものとする。

4 監督員は、検査員の評定に先立って、完成検査における評定を行うものとする。

5 検査員は、中間検査において評定を行う場合は、当該工事の監督員から施工体制及

び施工状況等について確認し、評定する。

(評定の結果の提出)

第6条 検査員は、評定後、遅滞なく、様式第1号（土木工事又は営繕工事）の工事成績評定表及び様式第2号（土木工事又は営繕工事）、様式第3号（土木工事又は営繕工事）及び様式第4号（土木工事又は営繕工事）の工事成績評定の考查項目別運用表を建設総務課長に提出しなければならない。

2 建設総務課長は、評定点を検査調書へ記録し、評定の結果を契約課長及び工事担当課長に通知しなければならない。

(評定の結果の通知)

第7条 工事担当課長は、建設総務課長から評定の結果の通知があったときは、当該工事の受注者に対して、評定の結果を通知するものとする。

(評定の修正)

第8条 工事担当課長は、前条の規定により評定の結果を通知した後に、当該評定を修正する必要があると認められる事由が生じた場合は、当該評定の結果を修正しなければならない。

2 工事担当課長は、前項の規定による修正を行ったときは、遅滞なく、その内容を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求)

第9条 第7条又は前条第2項の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、市長に対して評定の内容について説明を求めることができるものとする。

2 前項の書面の提出先は、工事担当課とする。

3 市長は、第1項の説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(再説明請求)

第10条 前条第3項の規定による回答を受けた受注者は、回答を受けた日から起算して14日以内に、書面により、工事成績評定審査会に対して評定点について審査を求めることができる。

2 前項の書面の提出先は、工事担当課とする。

(工事成績評定審査会の意見に対する処理)

第11条 工事成績評定審査会から評定点の修正について意見があった場合は、市長は、当該意見に対して必要な処理を行うとともに、その結果を受注者に通知するものとする。

2 前項の事務は、建設総務課長が関係職員と協議の上、行うものとする。

(評定の結果の公表)

第12条 市長は、第7条又は第8条第2項の規定により通知をした評定の結果を、原則として当該通知をした日から起算して4週間以内に公表するものとする。

(評定の結果の利用)

第13条 工事担当課長、建設総務課長及び契約課長は、建設工事に関する技術水準の向上並びに受注者の適正な選定及び指導育成を図るとともに工事の適正かつ効率的な施工を確保するため、評定の結果を有効に利用しなければならない。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年5月20日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に入札公告又は指名通知を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に一般競争入札の公告又は指名競争入札の通知を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に一般競争入札の公告又は指名競争入札の通知を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に一般競争入札の公告又は指名競争入札の通知を行ったものについては、なお従前の例による。